

とうきょう子育て応援パートナー事業

国と都の動き

【国】

○児童福祉法等改正により、区市町村の子育て支援部門と母子保健部門が一体となり、妊娠期から包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」を令和6年度に創設

【都】

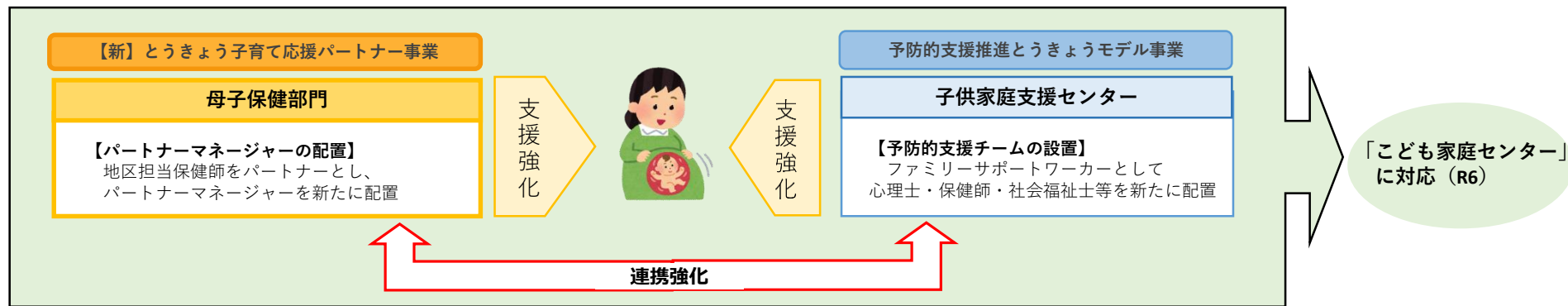
○都は全ての子育て家庭の状況を妊娠期から把握し、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を進めるため、「とうきょうママパパ応援事業」を推進（R2～）

○また、国の法改正に先んじて、実効性のある妊娠期からの支援モデルを独自に構築するため、「**予防的支援推進とうきょうモデル事業**」を開始し、4つのモデル自治体（墨田区、大田区、渋谷区、調布市）の**子供家庭支援センター**に妊娠期からの支援を行う専任チームを設置（R3～）

☞「こども家庭センター」創設に向けて区市町村を強力に支援するため、**とうきょう子育て応援パートナー事業**により**母子保健部門の体制強化**を行う

支援体制

★母子保健部門にパートナー・パートナーマネージャーを配置するとともに、子供家庭支援センターと一体的な支援や進行管理ができる体制を構築



スケジュール

令和4年度にWGを開催し支援スキーム等を検討。令和5年度より人材育成（研修）及び支援を開始。

R4	R5	R6
【WGの実施】 活動基盤の整備、支援対象者の検討、アセスメント基準策定、業務マニュアル作成、人材養成プログラム作成等	【区市町村へ展開】 人材育成（研修）及び支援の実施	

とうきょう子育て応援パートナー事業

令和5年1月
福祉保健局

事業概要（令和5年度予算額：358,529千円）

妊娠期から就学前にかけて、子供と家庭に寄り添い、あらゆる支援をコーディネートすることで、安心して子育てができる環境を整備。

① 母子保健部門と子供家庭支援センター共通のアセスメント基準を策定

科学的根拠に基づいたアセスメント基準を策定し、対象者のニーズを適切に把握するとともに母子保健部門と子供家庭支援センターの連携を強化

② パートナーマネージャーの配置

支援状況の進行管理、母子保健部門と子供家庭支援センターとの調整を実施

【基準額】1拠点当たり9,274千円 【補助割合】10/10（事業開始後3年間）

③ 心理職等の配置

多職種の職員を配置し、チームで多角的に支援

【基準額】1ケース当たり88千円 【補助割合】10/10（事業開始後3年間）

④ 定期的な合同会議による母子保健部門と子供家庭支援センターとの連携

⑤ パートナー及びパートナーマネージャーの人材育成

予防的支援や当事者視点に立った支援、ニーズアセスメントの手法について都が研修を実施。共通認識を持って協働するため、子供家庭支援センター職員も受講。

支援イメージ



支援対象

母子健康手帳
妊婦全数面接

妊婦健康診査

新生児訪問
乳児全戸訪問

3・4か月児
健康検査

パースデーサポート

1歳6か月健康検査

3歳児健康検査

妊娠期

出産

乳児期

就学前まで

母子保健部門



パートナー
マネージャー

パートナー
(地区担当保健師)

心理職等の配置

- ・ 支援ニーズが想定される対象者に対して、妊娠期から継続して支援
- ・ 本人理解を軸にして、複数回のアプローチにより信頼関係を構築する中でニーズを引き出す（エビデンスに基づいたアセスメント基準を活用）
- ・ 支援プランを作成し、当事者視点に立った支援を実施
- ・ 定期的に支援プランを更新、支援状況の進行管理を行う

【モニタリング会議】

情報共有とケースの進行管理等



子供家庭支援センター